

智頭町表彰の候補者を募集します!!

本町では、毎年11月3日(文化の日)に、町政伸展、産業の振興、文化の向上その他町民の福祉の増進に尽くし、その功績が著しい人や町民の模範となるべき優れた行いをされた人を表彰しています。

皆さんの身近に、ボランティア活動(福祉施設での奉仕や道路・公園の美化等)等で活動されている個人や団体があれば、是非推薦ください。

[推薦期限] 9月6日(火)

[推薦方法]

内申調書を作成の上、役場総務課へ提出ください。※様式は役場総務課または町ホームページからダウンロードをしてください。

[被表彰者の決定]

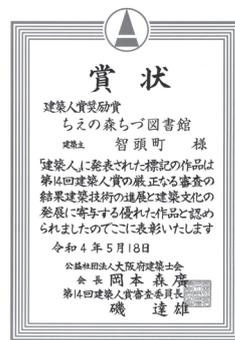
表彰者は智頭町表彰審査会で決定しますので、推薦いただいた候補者全員が表彰されるとは限りません。了承ください。

問合せ先 役場総務課 ☎75-4111

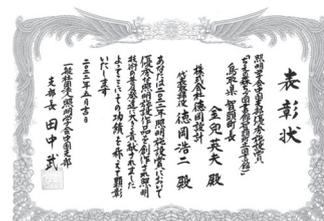
「ちえの森ちづ図書館」が 表彰されました!

ちえの森ちづ図書館が、大阪府建築士会の「建築人賞奨励賞」と、照明学会中国支部の「優秀施設賞」を受賞しました。

審査では、住民の皆さんが利用しやすいように図書館づくりがされているところを評価いただきました。また、智頭杉の梁が照明によって美しく映し出されるとの声もいただきました。



建築人賞奨励賞



優秀施設賞

町職員が出張してマイナンバーカードの申請を受け付けます!

役場窓口にお越しいただく必要はありません

町職員が町内の企業や団体・地域の公民館などを訪問し、マイナンバーカードの申請を受け付けます。写真撮影も無料で行いますので、顔写真の準備は不要です。出来上がったカードは再度町職員が出向いて申請者に交付します。

□申込条件

- ・町内にある事業所、自治会等の団体、サークルであること。
- ・複数名以上の申請希望者が見込めること。
- ・申込企業、団体で受付会場や机、椅子の準備ができること。

□必要なもの

- ・マイナンバーの通知カード(受付時に回収します)
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
 - ・本人確認書類(下記のA 2点またはA・Bから各1点ずつ。A書類がない場合、通知カードがあればB 2点でも受付可。)
- A: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
- B: 健康保険証、医療受給者証、介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証等

□申請のながれ

- 1 代表者が申込書を提出
- 2 事前に代表者へ申請書類を送付→申請希望者へ配布
- 3 指定の会場へ町職員が訪問し申請受付→顔写真無料撮影
- 4 代表者にマイナンバーカードを交付→申請者に配布

□その他

- ・申請者本人が申請会場に来ていただく必要があります。(代理申請不可)
- ・出張申請の実施日時は申込日から2週間以降の日付でお願いします。
- ・マイナンバーカードが出来上がった後、町職員が暗証番号を入力することに了承いただく必要があります。

申込み・問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118